



平成 20 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 森永製菓株式会社  
代表者名 代表取締役社長 矢田 雅之  
(コード番号 2201 東証第 1 部)  
問合せ先 広報・IR 部長 新井 徹  
(TEL . 03-3456-0112)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 13 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 20 年 6 月 27 日開催予定の第 160 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な買収を防止し、もって当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるために、新株予約権無償割当てを用いた買収防衛策を導入することが、当社にとって必要不可欠であると考えております。

新株予約権無償割当てに関する事項は、会社法により取締役会決議のみをもって決定することが可能であります（会社法第 278 条第 3 項本文）が、買収防衛策の一環としての新株予約権無償割当てについては、取締役会決議のみをもって行うのではなく、株主の皆様の意思に基づいて決定するため、株主総会の決議により新株予約権無償割当てに関する事項を決定するか、または、株主総会の決議により一定の条件を定め、当該条件に従って新株予約権無償割当てに関する事項を決定することについて、取締役会に委任していただくことが望ましいと考えております。

そこで、会社法第 278 条第 3 項但書に基づき、新株予約権無償割当てに関する事項の決定について上記 および の方法によることを可能とし、また買収防衛策の一環として新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合に、新株予約権の内容として定めることができる事項について、株主の皆様に明確となるよう、変更案第 14 条を新設するものであります。

- (2) 平成 19 年 9 月 30 日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、現行定款第 11 条につき所要の変更を行うものであります。
- (3) 上記(1)の変更に伴い、必要な条数の繰下げを行うものであります。

注 買収防衛策の具体的内容等、詳細につきましては、本日付で別途開示しております「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」をご参照ください。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 6 月 27 日（金曜日）

定款変更の効力発生日 平成 20 年 6 月 27 日（金曜日）

以 上

【別紙】

< 定款一部変更の内容 >

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第 11 条</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、市場において行う取引または証券取引法第 27 条の 2 第 6 項に規定する公開買付けの方法により自己株式を取得することができる。</p> <p>第 12 条～第 13 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(自己株式の取得)</p> <p>第 11 条</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、市場において行う取引または金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に規定する公開買付けの方法により自己株式を取得することができる。</p> <p>第 12 条～第 13 条 (現行どおり)</p> <p><u>(当社株式の大量取得行為に関する対応策)</u></p> <p>第 14 条</p> <p><u>当社は、新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。</u></p> <p><u>2 当社は、当社株式の大量取得行為に関する対応策の一環として、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定するにあたっては、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。</u></p> <p><u>(1) 当該対応策に定める一定の者(以下「非適格者」という。)が新株予約権を行使することができないこと。</u></p> <p><u>(2) 当社が非適格者以外の者のみから新株予約権を取得し、これと引換えに当社の株式を交付することができること。</u></p> <p><u>3 前項における当社株式の大量取得行為に関する対応策とは、当社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせず、新株または新株予約権の発行を行うことにより当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、当社株式の大量取得行為に関する対応策としての新株または新株予約権の発行決議を行うなど当社株式の大量取得行為に関する</u></p>

第 14 条 ~ 第 44 条 (条文省略)

対応策の具体的内容を決定することをいう。

第 15 条 ~ 第 45 条 (現行どおり)

以 上